

# 博士学位論文審査要旨

2018年1月16日

論文題目：「シャリーアの目的」論の変遷—信教の自由をめぐって—

学位申請者：浜本 一典

審査委員：

主査：神学研究科 教授 富田 健次

副査：神学研究科 教授 四戸 潤弥

副査：桜美林大学リベラルアーツ学群 准教授 堀井 聰江

要旨：

本研究は、イスラーム法理論の展開過程の中から生じた「シャリーアの目的」論について、それに関わったウラマーたちの諸見解を追い、さらに近代西洋との邂逅にて生じた新たな展開のうち、とくに「信教の自由」に焦点を当てて考察した研究である。

第一章では、「シャリーアの目的」論が、ガザーリーによって定式化され、明文が無い事柄で類推するにも条件が揃わない場合でも、啓示全体から帰納される「シャリーアの目的」に合致すれば、これを認めるとして、具体的には、宗教、生命、理性、子孫、財産の五つの必要不可欠な福利の保全を「シャリーアの目的」とする。これらはまた、明文適用を制限するために使うという側面も持つ、と説く。

第二章では、その後の展開として、大きく理性に比重を置く立場と啓示に比重を置く立場の二つの流れがあったことを、それぞれカラーフィーやトゥーフィーの見解を、また、後者の立場ではイブン・タイミーやイブン・カイイム、シャーティビーの見解を示して詳述する。

第三・四章では、西欧との邂逅により近代以降の「シャリーアの目的」論には、「自由」や「平等」が新たに加えられたとする。ラシード・リダーはイスラーム国家の枠内で信教の自由を保証し宗教的信条の違いに生ずる国民差別を無くそうとしたが、かかる姿勢は、来世の救済の問題を棚上げにして現世での異教徒との共存を目指す多元主義の誕生につながった、と説く。

近代の「シャリーアの目的」論のもう一つの特徴は、時空条件の変化により社会規範が変わるとする点にあるとする。しかし、クルアーンの中でムスリム共同体に闘いを挑む者が否かが一貫して区別されていたことに着目して、イスラームからの離脱者殺害を命じた預言者の言行を、リダーが限定的に解釈したことは、彼が時空条件の変化への対応としてではなく、（異教徒への挨拶に関するリダーの主張にも言えるように）信教の自由を普遍的価値とした故と筆者は論じる。

第五章では、自然主義的要素が近代以降の「シャリーアの目的」論にあると見て、イスラーム国家と宗教多元主義を両立させるべく、非ムスリムの人頭税とムスリムの喜捨の一本化を説いたユースフ・カラダーウィー、また、政治は人為の比重が啓示よりも大きい分野ゆえに宗教信条に関わりなくあらゆる市民が参加できると説いたラーシド・ガンヌーシーを例示する。

また、近代では、理性重視の流れを汲む理論も啓示重視の流れを汲む理論も共にその差違を曖昧にする傾向があると筆者は論じ、かかる厳密さの欠如は「シャリーアの目的」論の自然法論への傾斜と密接に関連すると筆者は指摘する。

当論文は、基礎的資料の翻訳二編を付している。一つは、預言者から伝わる当論文言及の伝承に関し、ナワウィー編纂ハディース集にトゥーフィーが付した註釈である。もう一つはラシード・リダーが「マナール」に記したファトワー『信教の自由と背教者の殺害』の翻訳である。

本論文は、浩瀚なる基礎的資料の涉獵と読解技量の修得により、本邦研究では蓄積の少ない「シャリーアの目的」論に、本格的に取り組んだ意欲的な研究である。中世の「シャリーアの目的」論の沿革を、第一次資料に拠り要点を押さえて纏め、また、近代における「シャリーアの目的」論の顕著な変化としては、新たな「自由と平等」の追加を指摘する。とくに「信教の自由」を巡っては、その諸特徴を明らかにすべく真摯に取り組み、近代西洋の諸価値との邂逅から生じた「シャリーアの目的」論周辺に見られる混迷的状況に触れつつも、「信教の自由」の問題に関する回答例をラシード・リダの見解を借りて示し、ひろく世界に、また昨今の日本におけるムスリムたちの関心や問題にも資しうる、独創性ある研究成果になっていると考える。

よって、本論文は、博士（一神教研）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

## 総合試験結果の要旨

2018年1月16日

論文題目：「シャリーアの目的」論の変遷—信教の自由をめぐって—

学位申請者：浜本 一典

審査委員：

主査：神学研究科 教授 富田 健次

副査：神学研究科 教授 四戸 潤弥

副査：桜美林大学リベラルアーツ学群 准教授 堀井 聰江

要旨：

浜本一典氏は2009年3月に同志社大学大学院神学研究科博士課程前期課程を修了し、同年4月に博士課程後期課程に入学した。そして、2017年9月に同志社大学に学位請求論文を提出し、退学した。途中3年間休学したが、その間、アメリカのハートフォード・セミナリーなどにおいて研鑽を積んだ。2018年1月9日午後5時より神学館会議室において、浜本氏に対して審査委員による約2時間の総合試験を実施し、研究テーマであるイスラームの法理論の歴史と信教の自由に関わる解釈の変遷について浜本氏が深い知識と洞察力を備えていることを確認した。また、浜本氏はアラビア語・英語・フランス語の文献を正確に読みこなしており、研究を成し遂げるために必要な語学力を備えていると認められる。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士学位論文要旨

論文題目：「シャリーアの目的」論の変遷—信教の自由をめぐって—  
氏　名：浜本　一典

## 要　　旨：

「シャリーアの目的」論は、イスラームの啓示法であるシャリーアの解釈理論の一つで、啓示全体から認識されるシャリーアの目的を解釈の指針とするものである。この理論は、西暦11世紀から14世紀にかけて発展し、その後しばらく等閑視されたが、近代の法学改革者の手によって復活させられた。だが、中世の「シャリーアの目的」論と近代以降のそれとの間には違いがある。中世においては、宗教、生命、理性、子孫、財産という五つの福利の保全がシャリーアの目的とされることが多かった。これに対し、近代以降の論者は、自由や平等といった西洋的な概念をイスラーム法学に取り込み、信教の自由の保障をシャリーアの目的の一つと見なしている。中世において宗教の保全として念頭に置かれていたのがイスラーム共同体の保全であったことを考えると、信教の自由の保障がシャリーアの目的に含められたことは大きな変化である。

今日、「シャリーアの目的」論には、イスラームの伝統的価値観と国際人権法が衝突する分野において両者の距離を縮める役割が期待されている。しかし、欧米の研究者の間には、近代の改革者が啓示より理性を重んじ、シャリーアを自然法に変えてしまったという見方がある。つまり、近代以降の「シャリーアの目的」論は、時代の要請に応えて啓示からの逸脱を正当化するための道具にすぎないというのである。この見方が正しければ、「シャリーアの目的」論者による信教の自由の主張は必ずしもイスラームの教えに基づいていないことになる。だが、そう考えることが果たして正しいのか。また、中世の「シャリーアの目的」論と近代以降のそれは本質的に異なるのか。これらの問い合わせに答えることが本論文の目的である。

「シャリーアの目的」論は、啓示の定めがない事柄に対応するための理論として生まれた。この理論を最初に定式化したガザーリーによれば、宗教を始めとする五つの必要不可欠な福利を保全することがシャリーアの目的である。これら五つは特定の明文に記されているわけではないが、それらがシャリーアにおける重要な価値であることは啓示全体から帰納的に論証される。そして、ガザーリーは、ある事柄について明文が存在しない場合、シャリーアの目的に従って法的判断を下すことができると説いた。だが、ガザーリーは、明文の適用を制限するためにもこの理論を用いている。つまり、明文を原則通りに適用すれば上記の福利が損なわれるという事案において「シャリーアの目的」論を持ち出し、例外的な判断を導いた。しかし、この用法は濫用の恐れがある。そこで、ガザーリーは、「シャリーアの目的」論に訴える条件として、保全される福利の必要不可欠性、普遍性、確実性の三つを要求した。ガザーリーにとって、「シャリーアの目的」論は特殊な理論であり、限定的に使用されるべきものであった。

「シャリーアの目的」論を法学の周縁から中心に移したのはイブン・アブディッサラームである。彼はシャリーアのあらゆる規範が福利の実現を目的としていることを強調した。また、現世における福利と来世における福利を区別し、後者は啓示を通してのみ認識されるが、前者は概ね理性によっても認識されると説いた。理性に啓示と肩を並べる地位を与えたわけではないが、ガザーリーよりもイブン・アブディッサラームが理性に大きな信頼を寄せたのは間違いない。さらに、明文の適用制限についても、ガザーリーの示した三条件を大幅に緩和した。特に社会全体の福利に関わる場合、不可欠とはいえない程度の必要性を理由とする明文違背をも合法とした。

その後、「シャリーアの目的」論は二つの方向に分かれた。カラーフィーはイブン・アブディッサラーム以上にシャリーア解釈における理性の役割を拡大し、明文に定めのない福利や明文に

反する福利を考慮した。また、カラーフィーは預言者の役割を分類し、預言者の言動のすべてが啓示としての意味を持つわけではないことを強調した。さらに、カラーフィーの影響を受けたトゥーフィーは、社会的行為と儀礼的行為を区別し、前者においては明文の適用よりも福利の実現を優先すること、つまり啓示より理性に従うべきことを説いた。

他方、理性に対する啓示の優位を明言する者もいた。イブン・タイミーヤとイブン・カイイムは、福利の実現をシャリーアの目的と見なす一方、福利の内容はすべて啓示の中に示されているとして、明文に定めのない福利や明文に反する福利の存在を否定した。また、シャーティビーは、理性に対する啓示の優先を明言し、シャリーアの規範の普遍性を強調した。この三人も社会的行為と儀礼的行為を区別し、後者よりも前者において柔軟な解釈が必要であることを認めるが、そこで念頭に置かれているのは、明文による定めのない場合や例外的な対応が必要な場合であった。

こうした多様性にもかかわらず、中世において信教の自由がシャリーアの目的と見なされるることはなかった。例えば、シャーティビーは宗教の保全を生命の保全より優先し、そのことを不信者との戦いや背教者の殺害と結びつけた。シャーティビーとは対照的な理論を提唱したトゥーフィーも、背教者の殺害が福利の保全のために行われると説明した。

信教の自由をめぐる変化は近代に入って起こった。イスラーム世界の後れが顕在化する中、西洋化でもなく伝統への固執でもない中庸の道を目指す改革者たちは、啓示を解釈し直すために「シャリーアの目的」論を採用した。ラシード・リダーは、イスラーム国家の枠内で信教の自由を保証し、宗教的信条の違いに基づく差別を可能な限りなくすように努めた。リダーの思想は現代の「シャリーアの目的」論者たちに影響を与え、一種の宗教多元主義の提唱につながった。

もう一つ近代以降の「シャリーアの目的」論に共通する特徴は、社会規範の一部が時代と場所によって変化することを強調する点である。特に政治に関わる事柄についてその傾向が強く、福利の変化に合わせた理性的な対応を要求する。この点については、中世の「シャリーアの目的」論に範を取ったともいえる。儀礼規範と社会規範の区別は中世から存在したからである。

だが、近代に入って信教の自由が主張されるようになったことを社会規範の変化としてのみ理解すべきではない。例えば、リダーが背教に関する伝統的な解釈を否定した際、その根拠は、ムスリムの共同体に戦いを挑む者とそうでない者がクルアーンの中で一貫して区別されていることであった。そして、この区別に従い、イスラームからの改宗者の殺害を命じる預言者の言葉を限定的に解釈した。つまり、リダーは信教の自由を普遍的な価値として主張したのであり、決して時代の変化を理由にしたわけではなかった。また、異教徒にサラームを言うべきかどうかという問題においても、リダーは、優れた道徳を全人類に伝えることをイスラームの普遍的な目的の一つと考え、それと矛盾する預言者の言葉を限定的に解釈した。こうした解釈の革新は近代西洋との邂逅が契機であっても、解釈の根拠はもっぱら啓示に求められている。ただ啓示の中で重点が別の箇所に移ったにすぎない。それゆえ、ムスリムの改宗や異教徒への挨拶に関する限り、リダーの法理論が自然主義的であるという批判は当たらない。

その一方で、近代以降の「シャリーアの目的」論には自然主義的なところもある。例えば、ユースフ・カラダーウィーは、イスラーム国家と宗教多元主義を両立するために非ムスリムの人頭税とムスリムの喜捨を一本化することを提案した。これは政治的判断を優先してクルアーンの明文を脇に置くものである。さらに、ラシード・ガンヌーシーはイスラームにおける政治と宗教の区別を強調し、政治を決めるのは啓示ではなく人間であることや、政治には宗教的信条に関係なくあらゆる市民が参加し得ることを説いている。

中世にも理性的な性格の強いものが存在したことや、啓示を優先する法学者できえ必要な場合には明文の適用を回避したことを考えると、近代以降の「シャリーアの目的」論者が中世の理論を根本的に変えたとはいえない。だが、近代以降の論者は理性と啓示の役割分担を曖昧にする傾向がある。例えば、リダーは社会規範の可変性を説くためにトゥーフィーの理論とシャーティビーの理論を同時に紹介した。ガンヌーシーは、イスラーム国家と政教分離の類似性を論じるに際

し、本来それと親和的であるはずのトゥーフィーの理論に代えてシャーティビーの理論を援用した。こうした厳密さの欠如は「シャリーアの目的」論の自然法論への傾斜と密接に関連している。

以上を踏まえ、次のように結論できる。信教の自由をめぐる「シャリーアの目的」論の変化は必ずしも啓示に逆らうものではない。イスラームの啓示は信教の自由の保障に資する記述を数多く含んでいるからである。もっとも、イスラームにおける信教の自由は宗教に基づく差別を完全には免れず、それをなくそうとすれば啓示の字義から離れざるを得ない。そのため、近代以降の論者たちは中世の理論を引き合いに出して社会規範の可変性を主張する。だが、規範の変化をどの範囲で認めるのかは啓示と理性の優劣と不可分であり、中世の学説は分かれていた。近代以降の「シャリーアの目的」論は、この点について明確で首尾一貫した基準を提示できていない。